



四半期開示に関する 上場会社の意識・実態調査結果の概要

2009年10月21日(水)
(株)東京証券取引所

四半期開示に関する上場会社の意識・実態調査の概要

- 調査方法 自記入アンケート方式
- 調査時期 平成21年8月～9月
- 調査対象 東証全上場会社 2,332社 (外国会社を除く。)(平成21年8月時点)
提出会社数 1,416社
提出率 60.7%

	対象会社数	回答提出会社数	回答率
合計	2,332社	1,416社	60.7%
市場第一部	1,692社	1,049社	62.0%
市場第二部	455社	282社	62.0%
マザーズ	185社	85社	46.0%

(参考)

回答者1,416社のうち、連結財務諸表作成会社は1,275社(90.0%)

回答者1,416社のうち、米国会計基準採用会社は 25社(1.8%)

四半期開示に関する上場会社の意識・実態調査の具体的内容

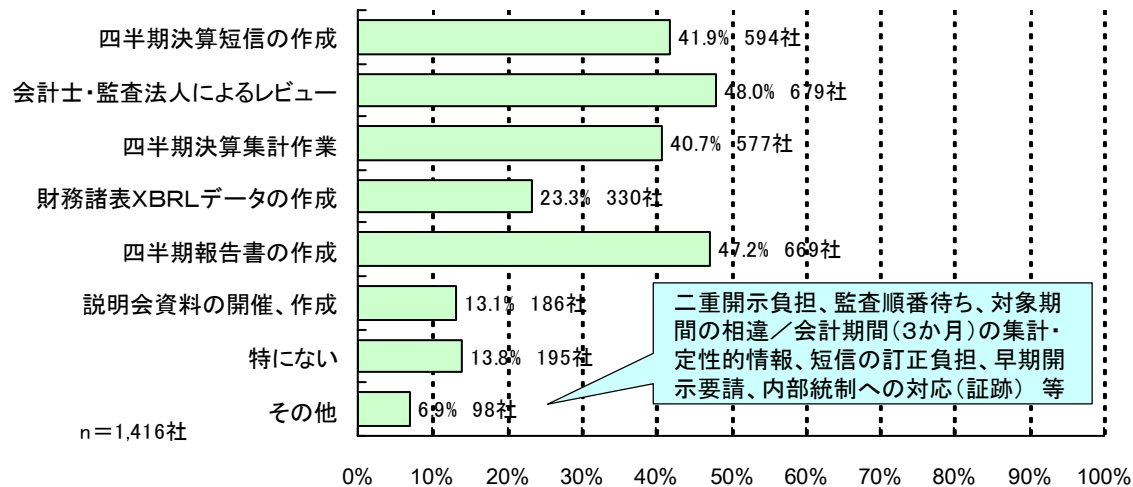
- 上場会社の意識・実態を把握するため、以下の種類の設問を設けた。
 1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態
 2. 四半期決算短信における公認会計士等の関与の実態
 3. 将来的な四半期決算短信の早期開示に向けた意識
 4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態
 5. 四半期決算短信の有用性に関する意識
 6. 四半期決算短信の見直しに関する意識

※ 画一的な回答しかできないことを避けるため、各設問に自由記入のその他という選択肢を設けるようにした。

意識・実態調査の結果概要

1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態（1）

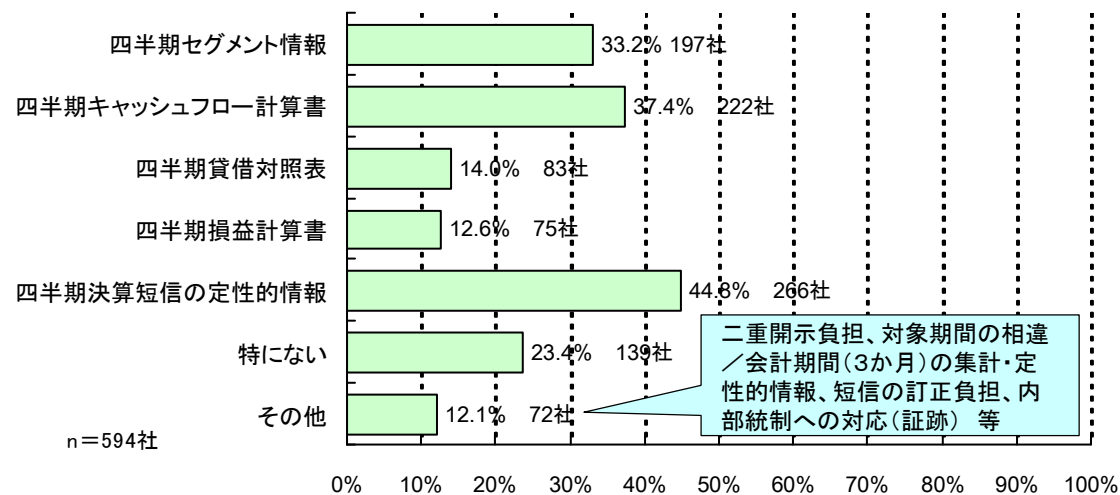
① 四半期開示において実務負担が過重な事項



・四半期レビュー手続・四半期報告書作成に実務負担があるとする会社が5割弱となっている。

・次いで、四半期決算短信作成・四半期決算集計作業に実務負担があるとする会社が4割強となっている。

② 四半期決算短信の迅速な開示の制約となっている事項



上記質問において、四半期決算短信作成が実務負担過重とする会社(41.9%、594社)に四半期決算短信において迅速な開示の制約となっている事項を確認したところ、

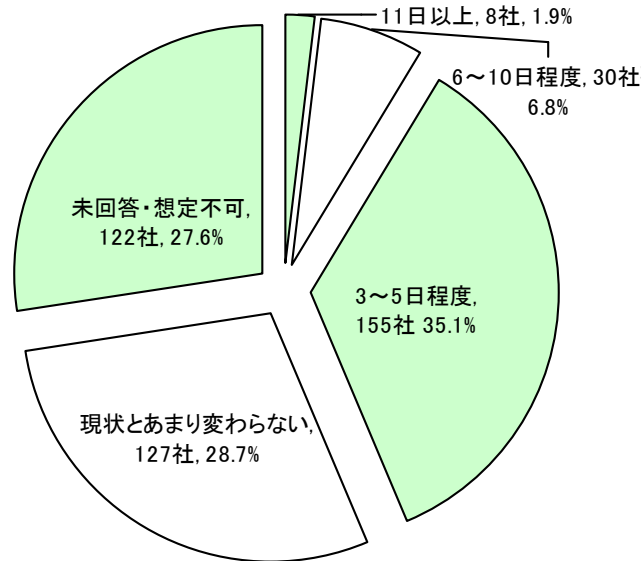
・定性的情報が制約とする会社が約45%に上り、次いで、セグメント、CF計算書が制約とする会社がそれぞれ、約33%、約37%に上った。

・一方で、BS/PLの開示はいずれも制約とする会社は、10~15%程度に留まっている。

意識・実態調査の結果概要

1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態（2）

③ 迅速な開示の制約となっている事項をすべて簡略化した場合の短縮可能日数



n=442社

(1)②において、何らかの迅速な開示の制約となっている事項があるとする会社(442社)に、制約事項をすべて簡略化した場合の開示短縮可能日数について確認したところ、

- ・3~5日程度短縮可能とする会社は、35.1%となった。
- ・6~10日程度短縮可能とする会社は、6.8% 30社、11日以上短縮可能とする会社は、1.9% 8社に留まった(ほぼこれらの会社はすべての事項を開示制約事項としている)。
- ・未回答・想定不可とする回答、現状とあまり変わらないとする回答がそれぞれ3割程度、合計6割程度を占めた。

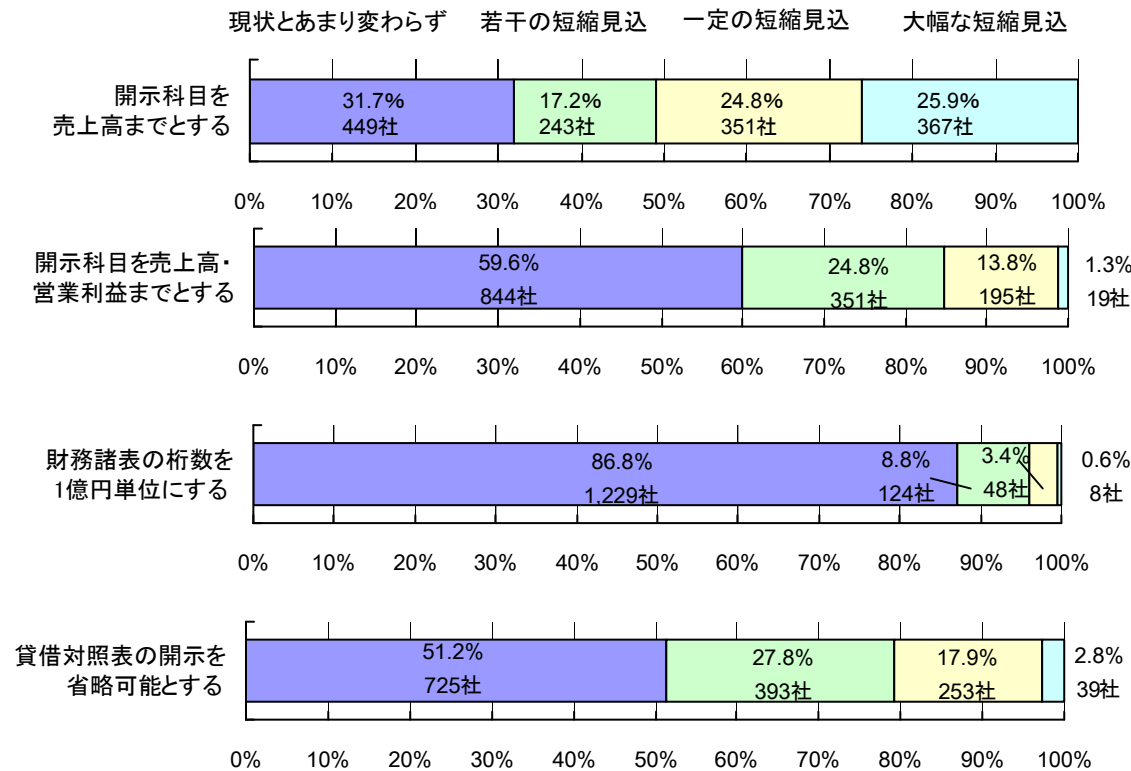
(1)③において、制約事項をすべて簡略化したとしても現状とあまり変わらないとした会社(127社)にその理由について確認したところ、

- ・サマリー作成には、PL・BSの作成が必要とする会社が66社・52%、財務諸表は投資者の必要な情報であり作成・提供が必要なためとする会社が46社・36.2%となった。
- ・特に、四半期決算短信の簡略化をしたとしても、四半期報告書が確定するまで短信開示はできないとする会社が68社・53.5%に上ったことが注目される。

意識・実態調査の結果概要

1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態 (3)

④ 四半期決算短信の簡略化を行った場合の短縮可能性



四半期決算短信の簡略化を行った場合の短縮可能性について確認したところ、

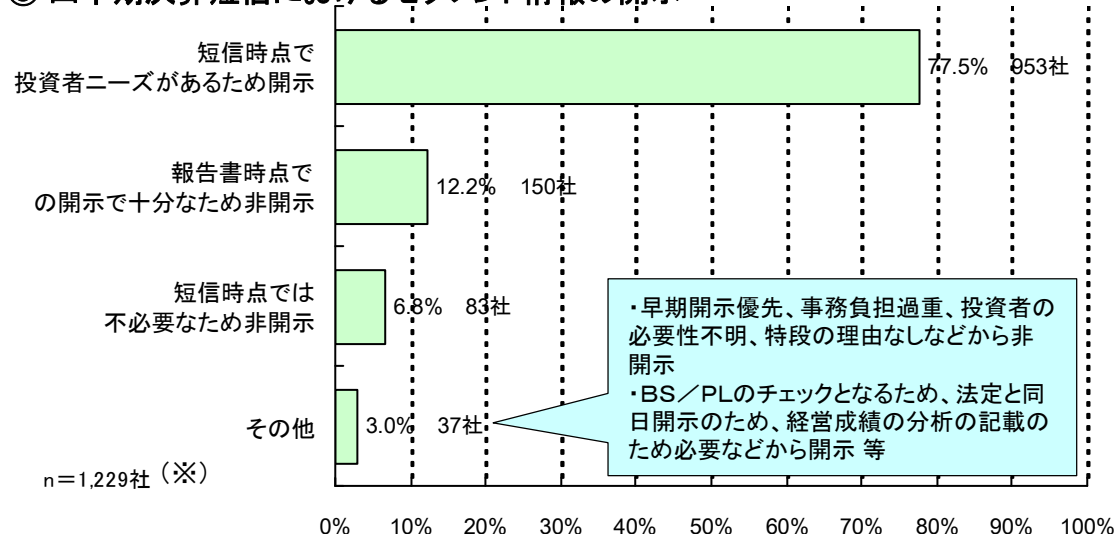
・「開示科目を売上高までとする」簡略化を行った場合には、大幅な短縮及び一定の短縮が見込まれる会社が5割となる一方、現状から変わらない及び若干の短縮しか見込まれない会社も5割程度となり、それほどの効果を期待していないとみられる。

・それ以外「開示科目を売上高・営業利益までとする」「財務諸表の桁数を1億円単位にする」「貸借対照表の開示を省略可能とする」という簡略化については、およそ8～9割の会社が現状から変わらない又は若干の短縮しか見込まれないと回答し、ほとんど効果を期待していないとみられる。

意識・実態調査の結果概要

1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態（4）

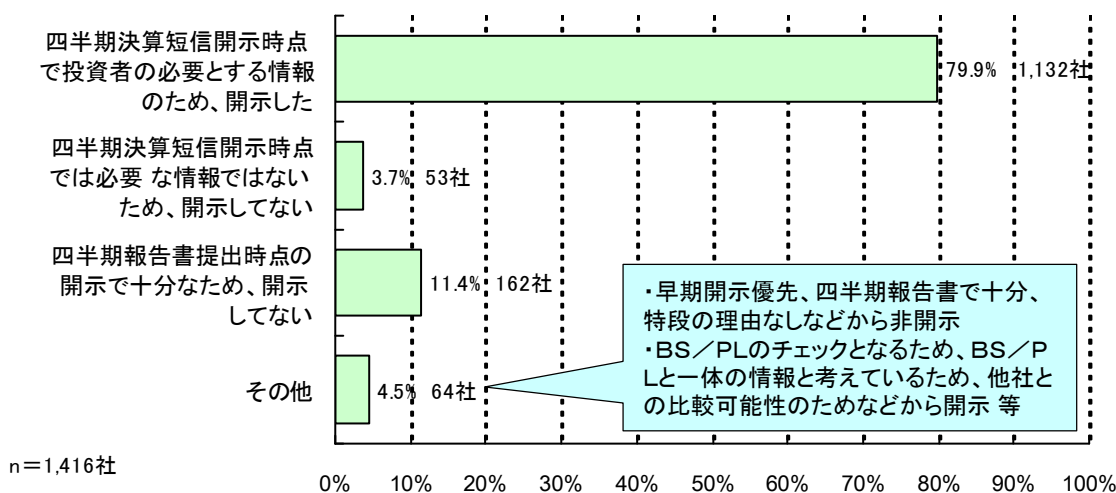
⑤ 四半期決算短信におけるセグメント情報の開示



(1)②において、セグメント情報が迅速な開示の制約となっている会社が33.2%であったが、四半期決算短信の開示時点で投資者が必要とする情報であるため、開示を行ったとする会社が全体の8割程度となった。一方、非開示会社は2割程度に留まっている。

また、その他の回答では、実務負担が重いことから、連結財務諸表規則に基づく注記情報ではなく定性的情報等において、売上高のみ開示する、あるいは、桁数を省略して開示するといった会社がみられた。（※）全1,416社から連結非作成・重要性基準該当会社（187社）を除く

⑥ 四半期決算短信におけるキャッシュ・フロー計算書の開示



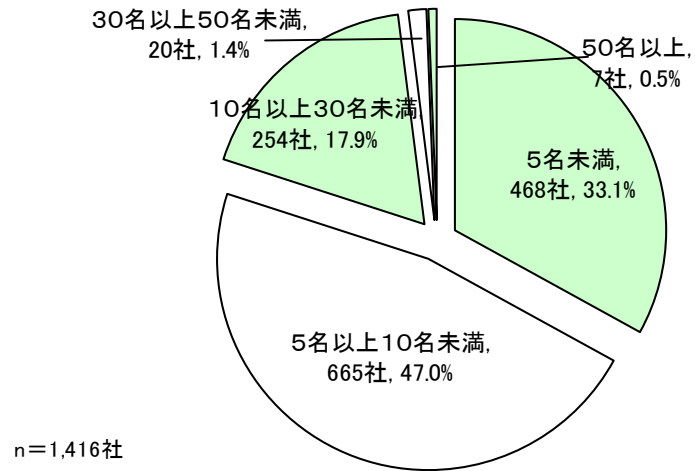
(1)②において、キャッシュ・フロー情報が迅速な開示の制約となっている会社が37.4%であったが、四半期決算短信の開示時点で投資者が必要とする情報であるため、セグメント情報と同様、開示を行ったとする会社が全体の8割程度に上った。一方、非開示会社は15%程度に留まっている。

また、その他の回答では、四半期決算短信上キャッシュ・フロー本表そのものは省略したが、各キャッシュ・フローの金額は重要と判断し、決算短信補足資料にて開示しているといった会社がみられた。

意識・実態調査の結果概要

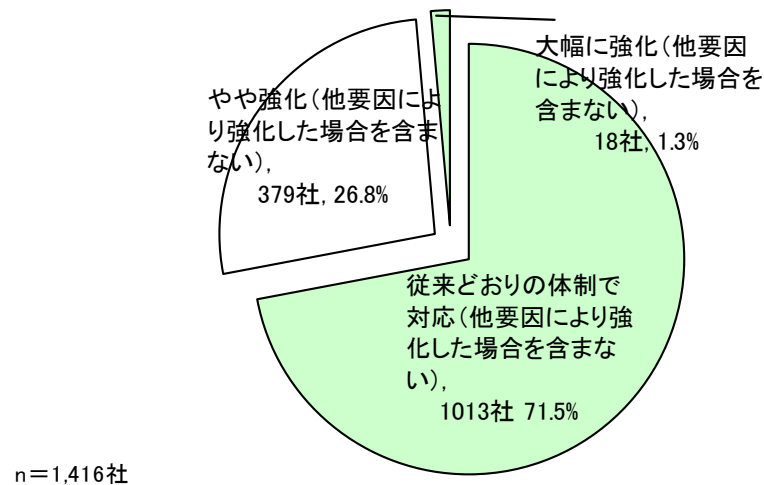
1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態 (5)

⑦ 決算開示部門の人員体制の状況



決算開示の担当部門の人員体制については、5名以上10名未満の会社47.0%、5名未満が33.1%となっており、全体の約8割が10名未満の人員体制を敷いている。

⑧ 四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴う決算開示部門の体制強化

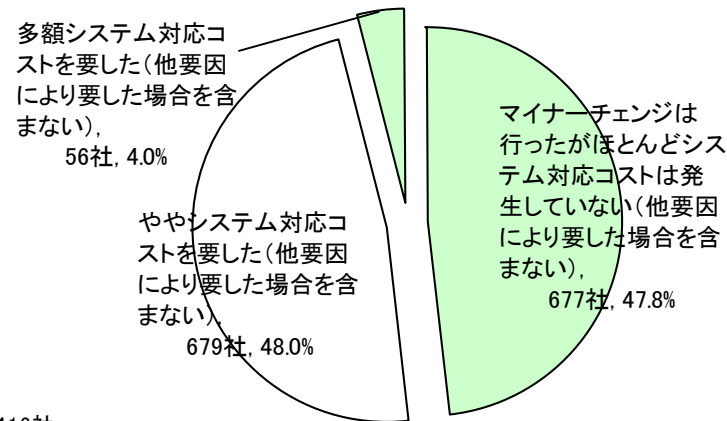


四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴う決算開示部門の体制強化については、従来どおりの体制で対応した会社及びやや強化した会社が98.3%となり、大幅に強化した会社は1.3%に留まっている。

意識・実態調査の結果概要

1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態（6）

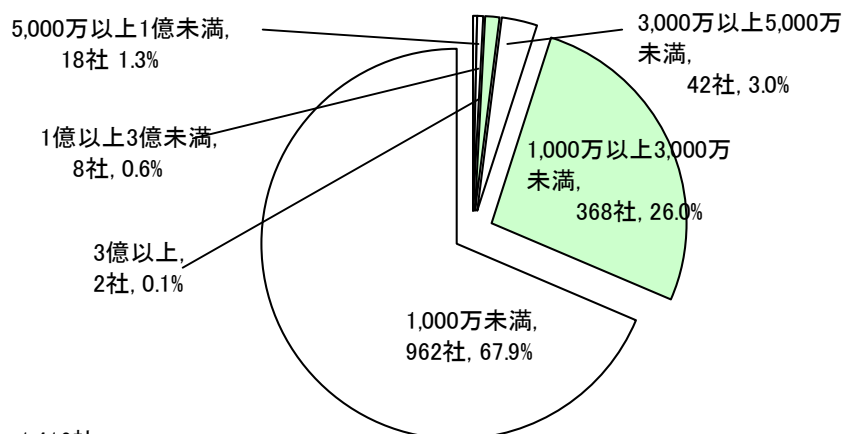
⑨ 四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴うシステム対応コスト



n=1,416社

四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴うシステム対応コストについては、多額のコストを要したとする会社は4.0%に留まり、ほとんど発生していないとする会社が47.8%、やや要したとする会社が5割程度となっている。

⑩ 四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴う監査報酬



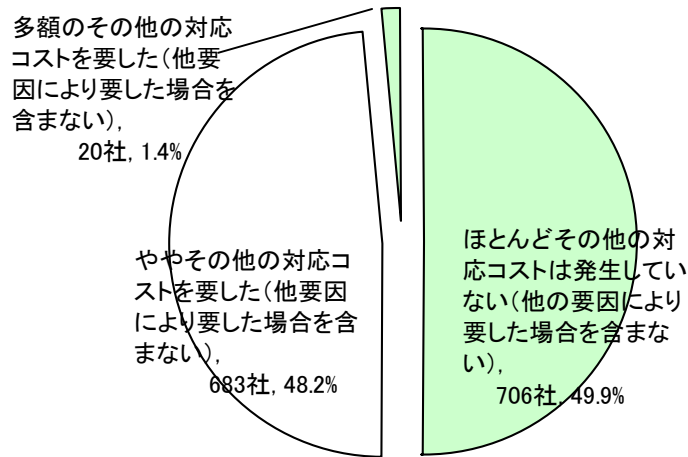
n=1,416社

四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴う監査報酬については、1,000万円未満の会社が67.9%で最も多く、次いで1,000万円以上3,000万円未満の会社が26.0%となっている。

意識・実態調査の結果概要

1. 四半期開示における実務負担に関する意識・実態（7）

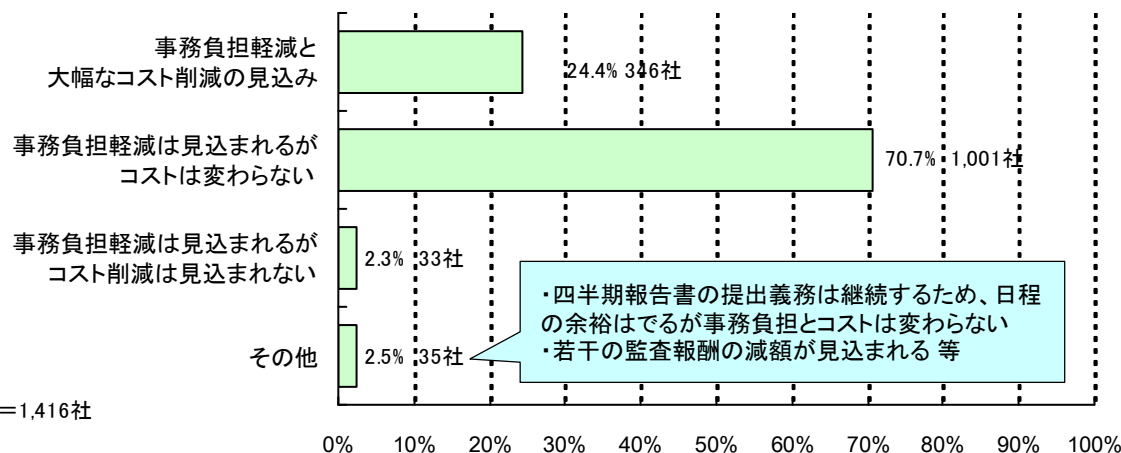
⑪ 四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴うその他のコスト



n=1,416社

四半期報告書／四半期決算短信の導入に伴うその他のコストについては、多額のコストを要したとする会社は1.4%に留まっており、ほとんど発生していないとする会社が49.9%、やや要したとする会社は5割程度となっている。

⑫ 四半期決算短信が廃止された場合のコストの見込み



n=1,416社

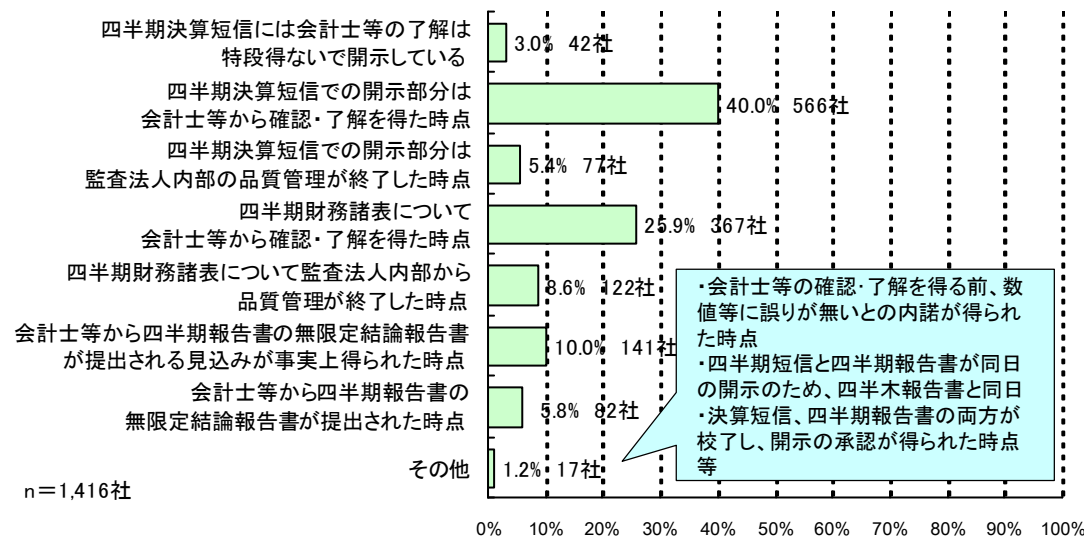
四半期決算短信が廃止された場合のコスト削減については、ほとんどコストは変わらないとする会社が7割程度となった。一方で、大幅なコスト削減を見込むとする会社も24.4%となっている。

また、その他の回答では、四半期決算短信に替わる説明資料の作成の必要性から負担増を見込む会社もみられた。

意識・実態調査の結果概要

2. 四半期決算短信における公認会計士等の関与の実態

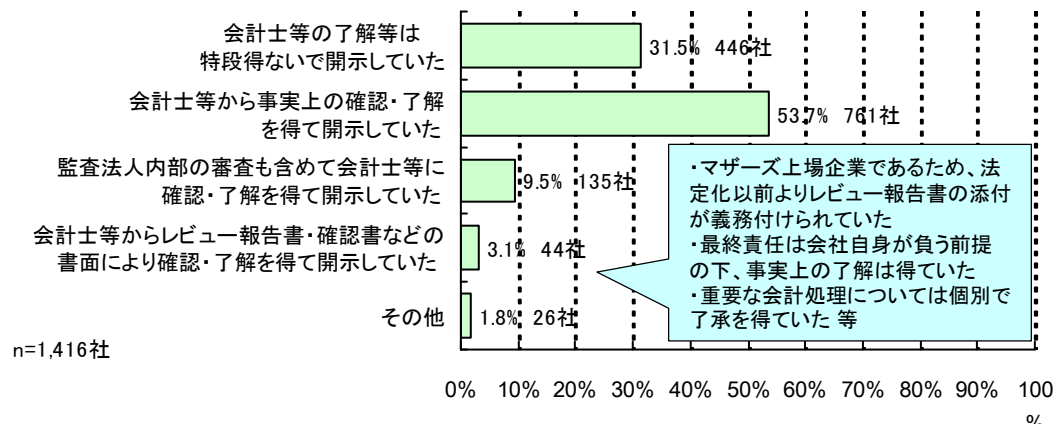
① 四半期決算短信における公認会計士等の関与の状況



四半期決算短信の開示時点については会計士等から事実上の確認・了解を得た時点とする会社が65%超、品質管理プロセスが終了した時点とする会社が合計14%となっている。

さらにレビュー報告書の提出が事実上確定した時点とする会社が全体の1割、四半期報告書が提出された時点とする会社が5.8%にも上った。

② 四半期法定化前の「四半期財務・業績の概況」における公認会計士等の関与の状況



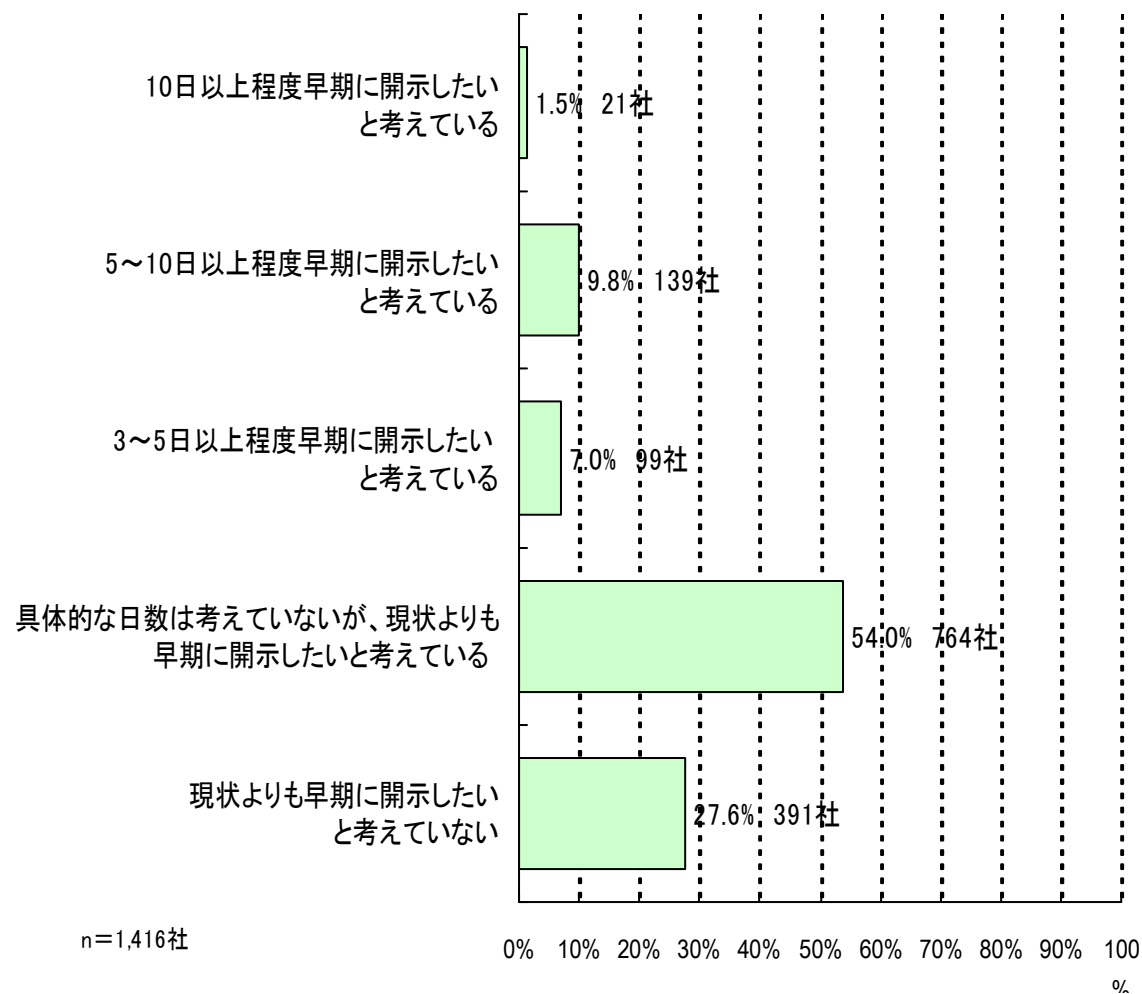
四半期法定化前の四半期財務・業績の概況の開示状況については、会計士等から事実上の確認・了解を得て開示していた会社が過半超となっていた。

一方で、了解等は特段得ないで開示していた会社も3割超となっていた。

意識・実態調査の結果概要

3. 将来的な四半期決算短信の早期開示に向けた意識

① 将来的な四半期決算短信の早期開示に向けた意識

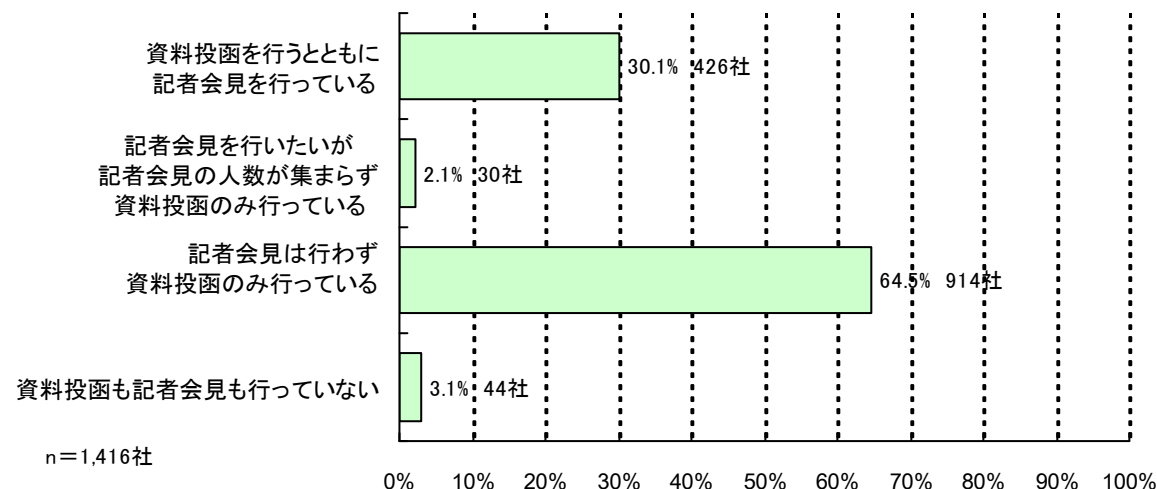


四半期決算短信の早期開示については、現状よりも早期に開示したいと考えている会社は全体の7割超となった。一方、早期化する考えのない会社も27.6%に上った。

意識・実態調査の結果概要

4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態(1)

① 四半期決算短信に対する報道機関向けの発表

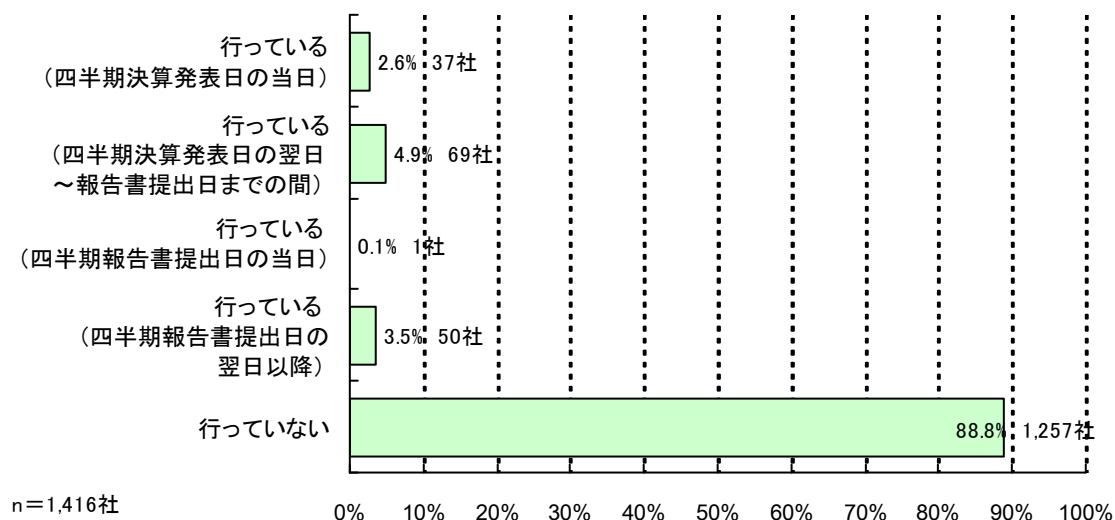


報道機関向けの発表については、記者会見は行わず資料投函のみ行っている会社が64.5%と最も多く、次いで資料投函と記者会見を行っている会社も3割となっている。

資料投函も記者会見も行っていない会社は3%に留まっている。

※なお、22年3月期第2四半期より、マザーズ上場会社については資料投函を不要とする取り扱いが兜倶楽部より発表されている。

② 個人投資家向けの「四半期決算説明会」の開催等の実施



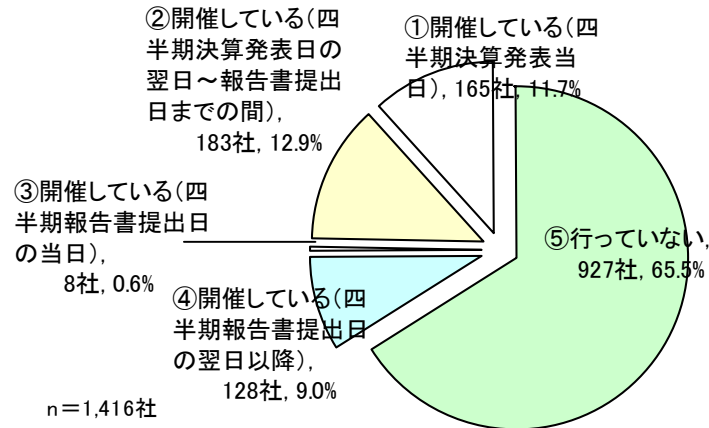
個人投資家向けの説明会や説明動画の掲載については、行っていない会社が88.8%と全体の9割近くに上った。

(4)③の機関投資家・アナリスト向け説明会等の実施結果と比較すると、説明会等を行っていない会社の数は2割程度増加する。

意識・実態調査の結果概要

4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態(2)

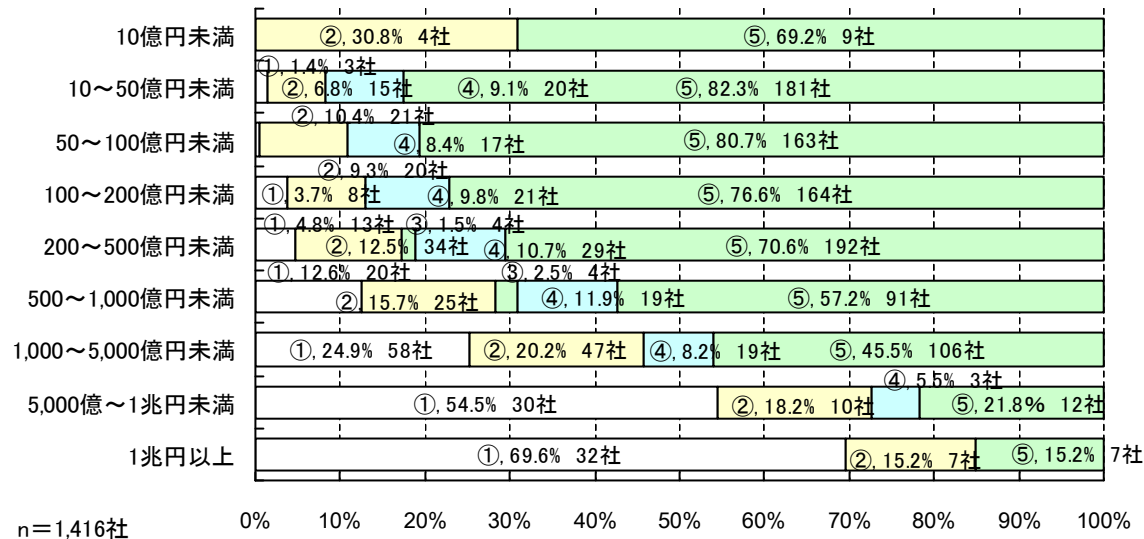
③ 機関投資家・証券アナリスト向け「四半期決算説明会」等の開催



機関投資家・証券アナリスト向けの説明等の開催については、行っていない会社が65.5%と最も多い。

開催している中では四半期決算発表の翌日～報告書提出日が最も多く、四半期報告書提出日の当日以外はいずれも1割程度となっている。

(時価総額別)機関投資家・証券アナリスト向け「四半期決算説明会」等の開催



時価総額別(※)に見ると、時価総額に比例して機関投資家向け説明会を開催していることが分かる。

特に、時価総額5,000億円以上1兆円未満の会社は5割強、時価総額1兆円以上の会社は7割程度の会社が機関投資家向け説明会を開催している。

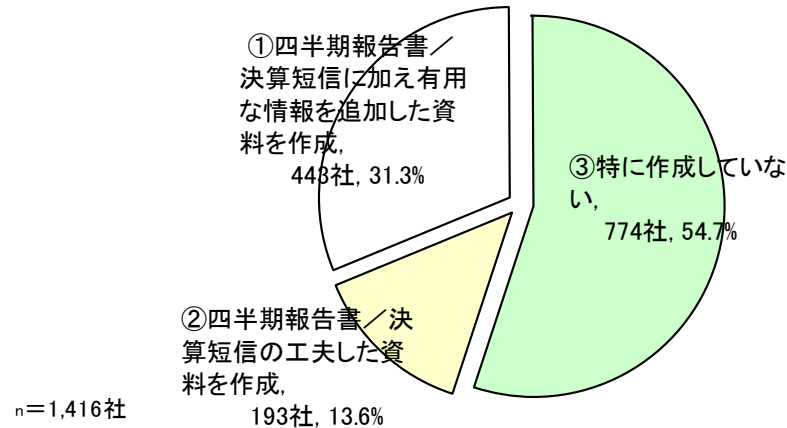
(※)2009年9月末日時点

※1%以下の項目は上記表から数値の記載省略

意識・実態調査の結果概要

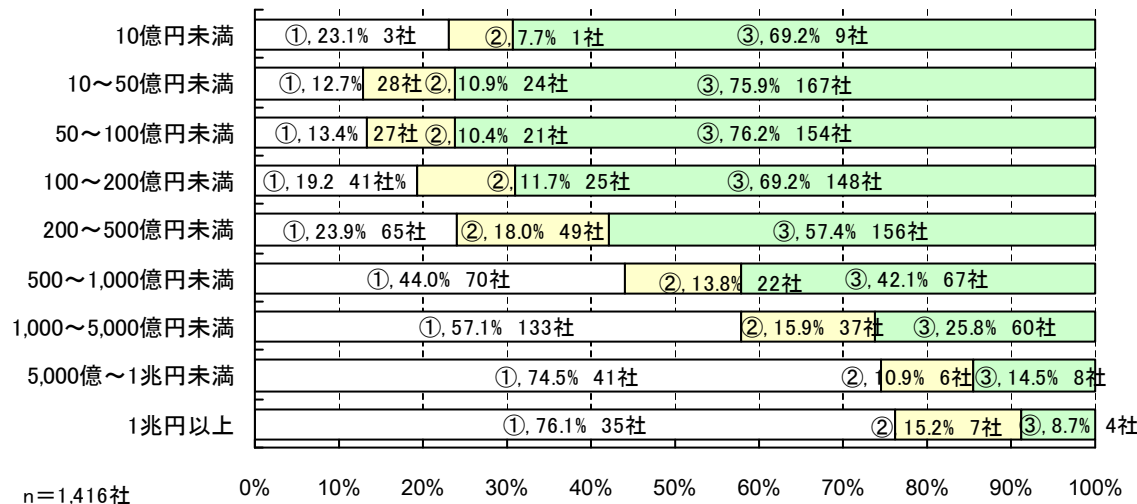
4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態(3)

④ 四半期決算の補足資料の作成



四半期決算の補足資料の作成については、特に作成していない会社が過半数に上った。

(時価総額別) 四半期決算の補足資料の作成



時価総額別(※)にみると、時価総額が高い会社ほど四半期決算発表の補足資料の作成を行っている割合が高くなっている。

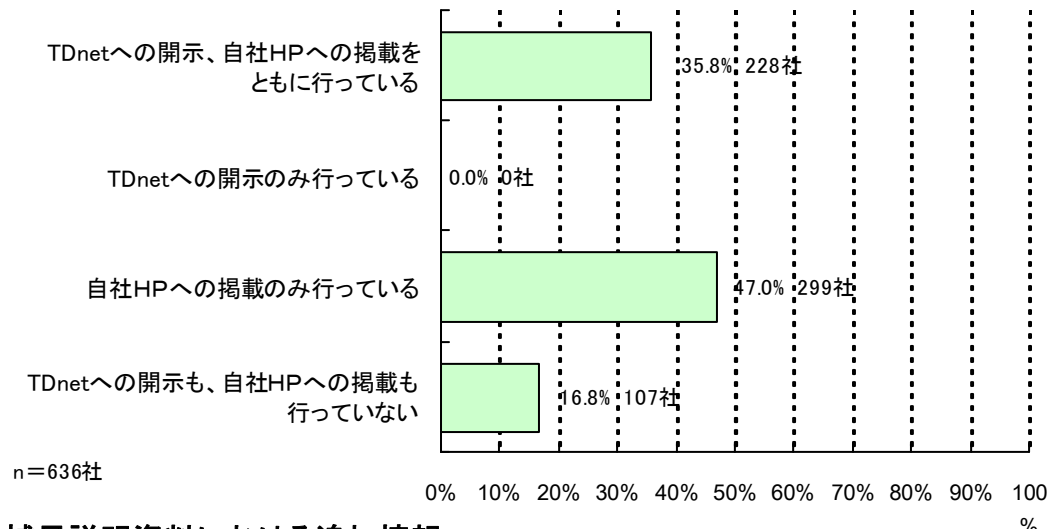
特に、時価総額5,000億円以上1兆円未満の会社及び時価総額1兆円以上の会社は、7割超の会社が補足資料の作成を行っている。

(※)2009年9月末日時点

意識・実態調査の結果概要

4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態(4)

⑤ 補足説明資料のTDnetへの開示や自社ホームページへの掲載

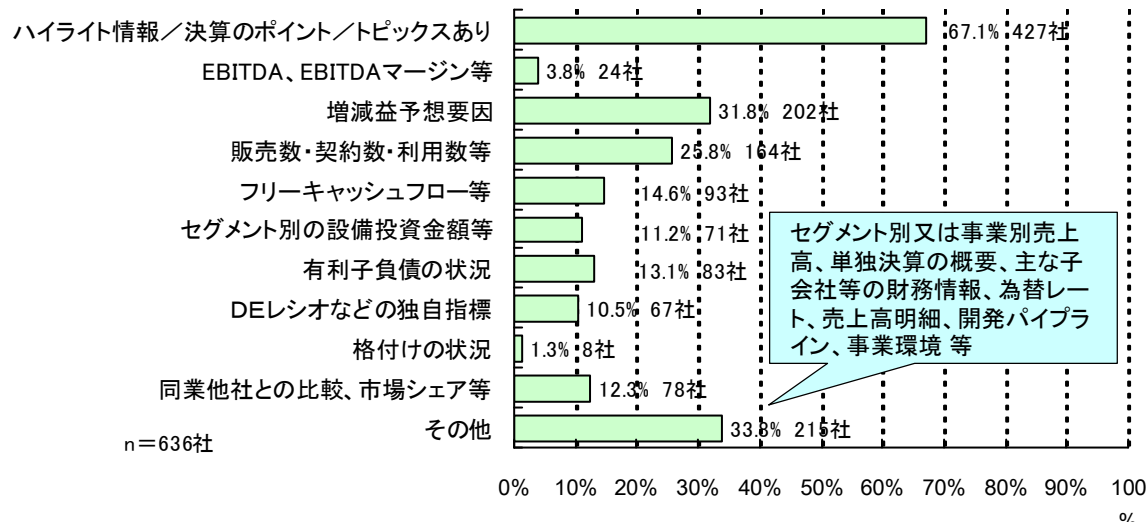


(2)④において何らかの補足資料を作成している会社(636社)に、TDnetへの開示や自社HPへの掲載について確認したところ、

- ・自社HP掲載のみしている会社が5割弱、次いでTDnetと自社HPへの掲載をともに行っている会社が35.8%となっている。

一方で、TDnetへの開示も自社のHPへの掲載も行っていない会社も16.8%に上った。

⑥ 補足説明資料における追加情報



(2)④において何らかの決算説明資料を作成しているとする会社(636社)に補足説明資料における追加情報を確認したところ、

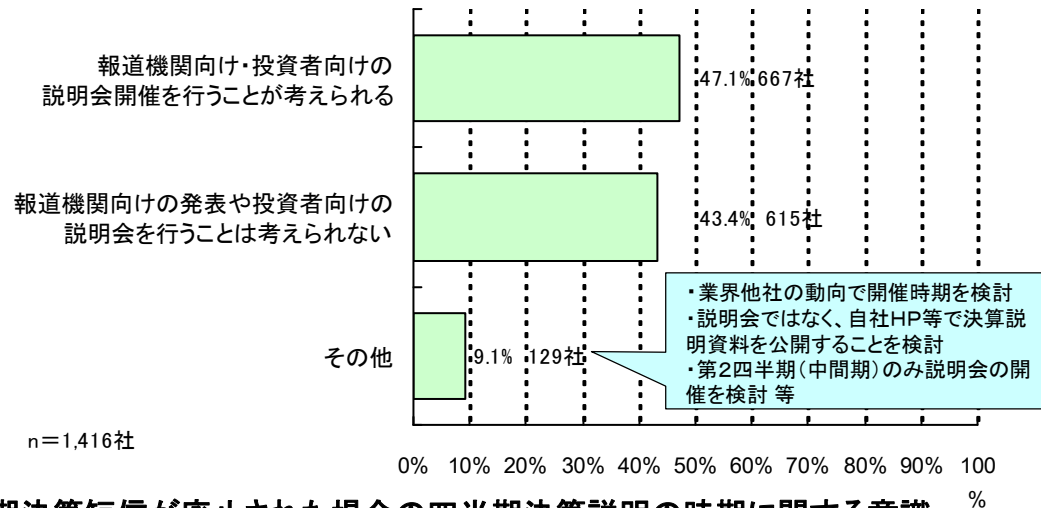
- ・ハイライト情報・決算のポイント・トピックスを記載している会社が67.1%と最も多く、次いで、増減益予想要因(31.8%)、販売数・契約数・利用数等(25.8%)となっている。

- ・その他の回答では、業種・規模等に応じて投資家が投資判断上必要と判断する情報を自発的・積極的に記載していると考えられる例が多くみられた。

意識・実態調査の結果概要

4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態(5)

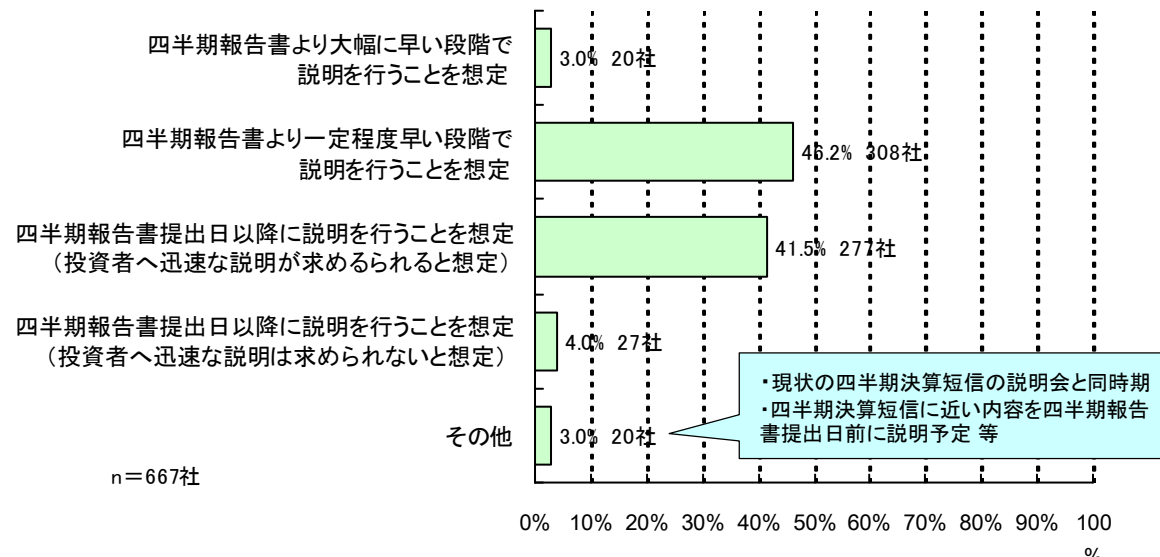
⑦ 四半期決算短信が廃止された場合の記者発表・説明会の開催に関する意識



四半期決算短信が廃止された場合において、説明会を行う会社は47.1%となった。一方で、説明会を行わない会社は43.4%となっている。

その他の回答では、廃止後の具体的な内容は現時点では想定できないが、第2四半期(中間期)については何らかの説明を行う必要があると考えている会社が多数みられた。

⑧ 四半期決算短信が廃止された場合の四半期決算説明の時期に関する意識



(4)⑦において四半期決算短信が廃止された場合に何らかの説明を行うとする会社(667社)に説明を行う時期について質問したところ、

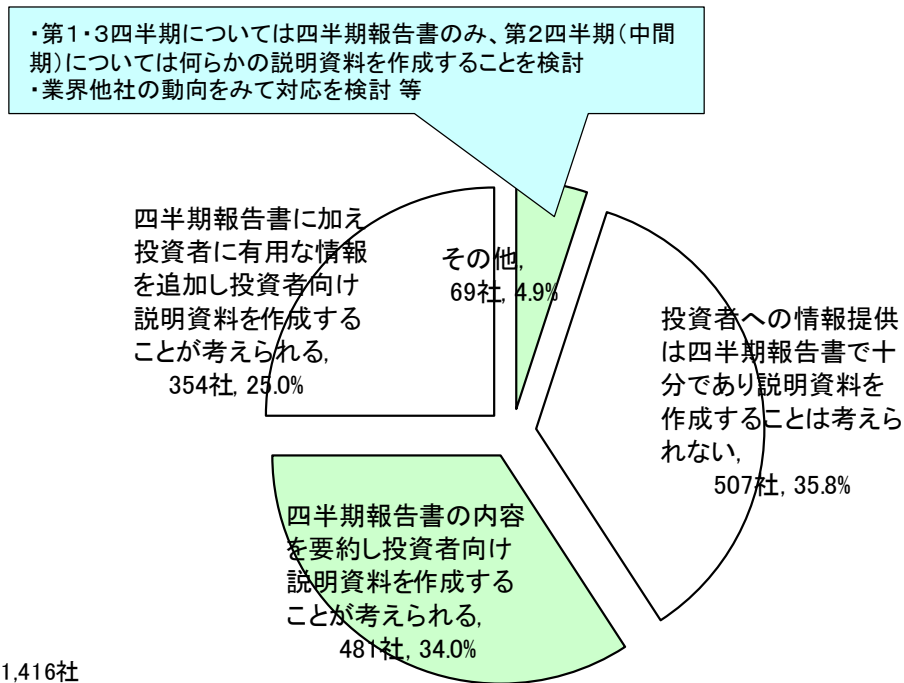
四半期報告書より一定程度早い段階で行う会社が46.2%となった。一方で、投資者へ四半期報告書提出日以降に説明を行うとする会社が41.5%となっている。

・その他の回答では、短信廃止に伴い四半期報告書の開示時期を前倒したうえで、決算説明を行うとする会社が若干みられた。

意識・実態調査の結果概要

4. 四半期開示における説明会等に関する意識・実態(6)

⑨ 四半期決算短信が廃止された場合の投資者向け説明資料の作成に関する意識



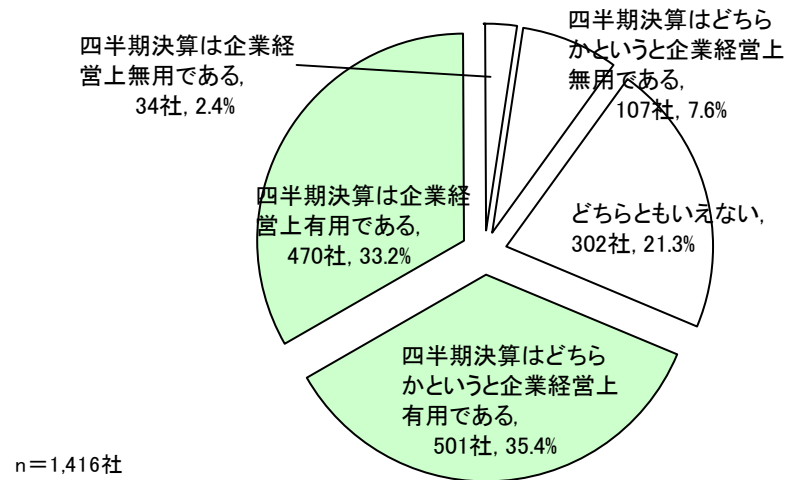
四半期決算短信が廃止されたとしても、投資者向けに何らかの説明資料を作成するとする会社は全体の6割程度となっている。

一方で、四半期決算短信が廃止されたとしても、投資者向けの説明資料の作成をしないとする会社は35.8%に上った。

意識・実態調査の結果概要

5. 四半期決算短信の有用性に関する意識

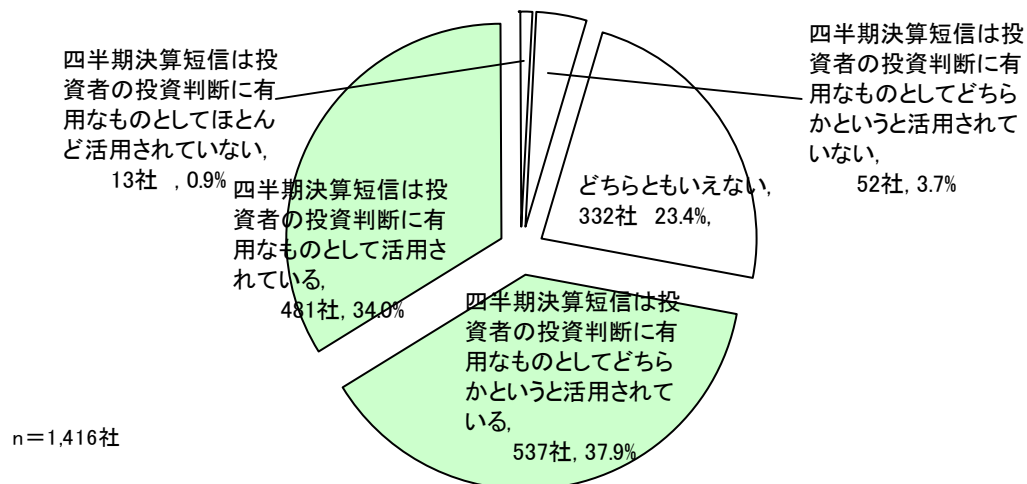
① 四半期決算の企業経営上の有用性



四半期決算の企業経営上の有用性については、どちらかという経営上有用であるとする会社が35.4%、企業経営上有用であるとする会社が33.2%と、合わせて全体の7割弱が企業経営上有用と認識している結果となった。

企業経営上無用・どちらかといえば無用とする会社は全体のおよそ10%に留まった。

② 四半期決算短信の投資判断上の有用性



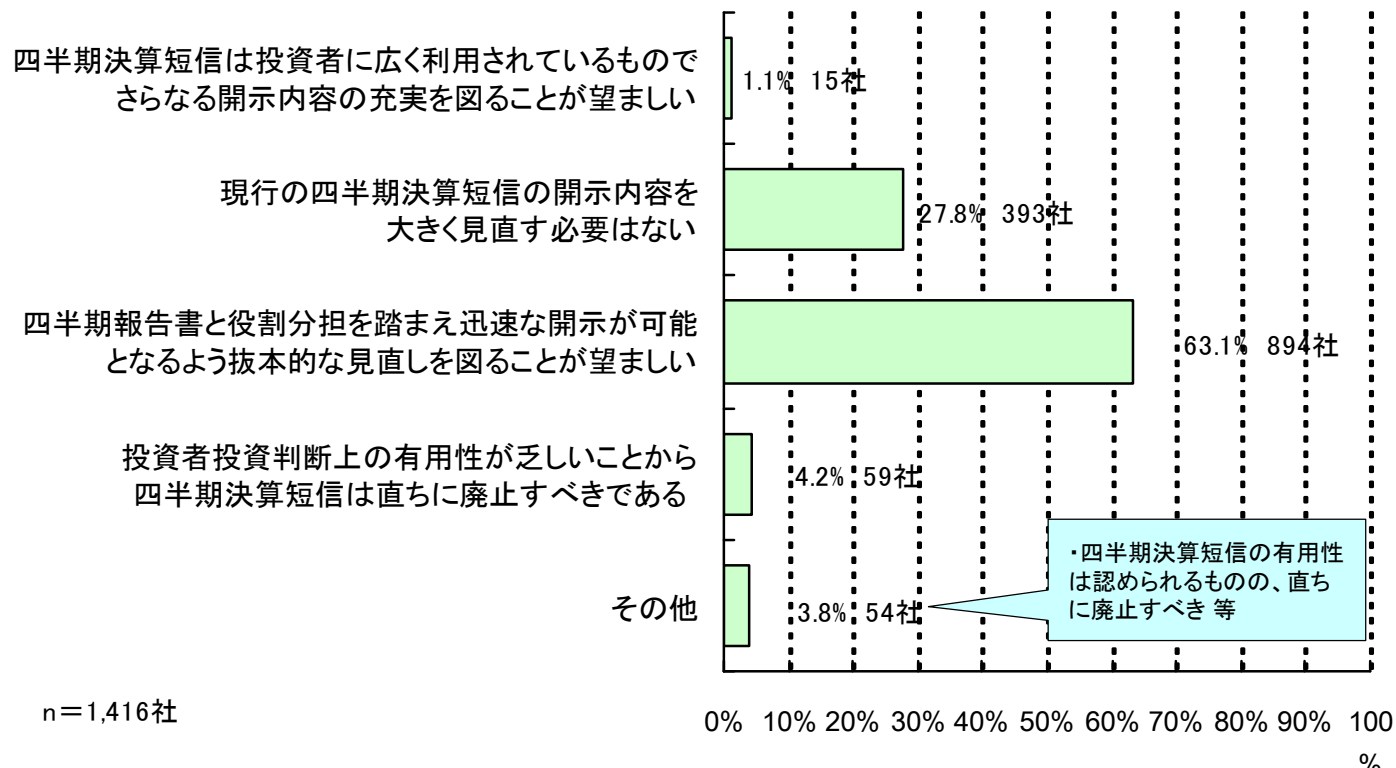
四半期決算短信については、投資判断上有用なもの、あるいは、どちらかという有用なものとして活用されているとする会社がそれぞれ34%、37.9%となり、全体の7割超に上った。

一方で、投資判断上の有用ではない、あるいは、どちらかという有用ではないとする会社がそれぞれ0.9%、3.7%と少数に留まった。

意識・実態調査の結果概要

6. 四半期決算短信の見直しに関する意識

四半期決算短信の見直しについての意識



四半期決算短信の見直しについては、抜本的な見直しを図ることが望ましいとする会社が6割超と最も多かった一方で、大きく見直す必要はないとする会社も3割弱となっている。

決算短信は直ちに廃止すべきであるとする会社は59社・4.2%に留まっている。

その他自由回答

- 迅速な開示について
 - 迅速な開示がどこまで求められているか実感できない。
 - 迅速な開示が求められているため、決算対応のために経理担当は正月休みもなくなっている。
 - 全社一律に30日以内の開示が求められていることは非現実的ではないか。
 - マザーズ市場のような規模の小さい企業にとっては、過重な負担ではないか。
 - 一律の早期化は勘弁して欲しい。

- 見直しについて
 - 四半期報告書との役割分担をしっかりとしていただきたい。
 - 四半期決算短信は迅速な情報開示に主眼をおくべき見直しをすべきではないか。
 - 四半期決算短信は必要最低限の情報に簡略化すべきではないか。
 - 四半期決算短信にも監査人の一定の関与が必要ではないか

- その他
 - 兜倶楽部への紙ベースの資料投函のあり方を見直していただきたい。
 - 毎年度TDnetのシステム変更があるのは勘弁して欲しい。
 - TDnetの短信のサマリー情報のXBRLデータ入力画面は使いづらい